

◎水道・下水道・道路・除雪・住宅

水道・下水道

上下水道使用料金

- ▶月新水道企業団（上水道） ☎IP53-2365
- ▶住民課生活環境係（下水道） ☎IP53-2323

使用料金は、毎月検針した使用水量により算定してお支払いいただきます。
 なお、料金体系は次のとおりです。

区 分	基本水量	基本料金（税込）	超過料金（税込） （1トンにつき）
家庭用	8トンまで	1,760円	242円
営業用1	15トンまで	3,410円	253円
営業用2	30トンまで	7,040円	253円
工業用	50トンまで	12,100円	253円
団体用	20トンまで	4,950円	242円
浴場用	100トンまで	14,300円	154円
臨時用	8トンまで	3,850円	495円
会館用	年額	4,950円	—
共用栓	10トンまで	1,760円	187円
事務所用	5トンまで	1,210円	242円

届出

▶月新水道企業団（上水道） ☎IP53-2365
▶住民課生活環境係（下水道） ☎IP53-2323

転入・転出・転居等に伴う水道使用開始・中止の際は、ご連絡をお願いします。

また、その際に次の事項についてご確認をしますので、事前にご準備ください。

①住所 ②氏名 ③連絡先電話番号 ④使用開始・中止日 ⑤料金支払方法

《こんなときはご連絡ください》

水道使用開始・中止以外にも次の事項に該当することがありましたら、ご連絡をお願いします。

- ①長期間水道を使用しないとき（長期出張や旅行、入院など）
- ②住宅を取り壊すとき
- ③水道の使用者・所有者が変わったとき（名前が変わったとき）
- ④郵便物（納入通知書など）の郵送先が変わったとき
- ⑤水道の使用用途が変わったとき（事業を開始または廃止したときなど）
- ⑥口座振替口座（名義）を変更するとき

《お支払い方法》

①口座振替

町内の金融機関窓口にて備え付けてある依頼書に必要事項を記入して金融機関窓口へ提出をお願いします。なお、口座振替処理までに2週間程度必要となりますので、余裕を持って手続きをお願いします。

～対象金融機関～

- ①北海道銀行月形支店
- ②北海道信用金庫月形支店
- ③月形町農業協同組合本所
- ④月形郵便局

※毎月の使用料を口座振替払にすると便利です。手続きは、町内の金融機関窓口でできます。

上水道の引落日 毎月27日（土日祝日の場合はその翌日）

下水道の引落日 毎月28日（土日祝日の場合はその翌日）

②現金納付

ご自宅に納入通知書を送付しますので、支払期限までに次の窓口でお支払い願います。

- ①（上水道）月新水道企業団窓口（月形町役場1階出納室横）
（下水道）役場1階出納室
- ②北海道銀行各支店
- ③北海道信用金庫各支店
- ④月形町農業協同組合本所
- ⑤コンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート等）

《お願い》

○月新水道企業団より

- ・犬は出入り口や水道メーターの近くにはつながないようお願いします。
また、長い鎖でつないだり、放し飼いにしないようお願いします。
- ・メーターボックスの上には物を置かないでください。
- ・月新水道企業団では、年間を通じて検針を行っております。冬期間については、メーターの周りやメーターまでの通路をできる範囲でかまいませんので、除排雪のご協力をお願いします。

○住民課生活環境係より

- ・宅地内の排水設備については、皆さんの管理になります。故障や破損、汚物の詰まりが発生したときは業者に直接連絡してください（経費は自己負担になります）。
- ・公共柵やマンホールから汚水があふれている時は、連絡してください。

道路・除雪

道路に関する届出

▶農林建設課土木管理係 ☎IP53-2322

《道路の占用》

道路占用とは、道路（道路敷地）を継続して使用することを意味しています。

次のような場合は、道路占用許可申請が必要となります。

- ・道路に水道管や下水道管などを埋設するとき
- ・ひさし、突き出し看板などを設置するとき
- ・その他道路を占用するとき

《道路承認工事》

車庫前や家の前など、車の出入りのために低い縁石に取り替える場合の工事など、道路管理者以外の者が行う工事は、道路管理者から承認を受ける必要があり、道路工事施行承認申請が必要となります。

- ・縁石切下げ
- ・進入道路設置
- ・側溝設置など

《道路の管理》

道路には、町道・道道・国道があり、管理はそれぞれ分かれています。

各管理者で道路パトロールを行っています。道路に穴があるなど危険な状態を見つけたときは、各道路管理者にご連絡ください。

- ・町道 ▶月形町農林建設課土木管理係
☎0126-53-2322
- ・道道 ▶札幌建設管理部岩見沢出張所
☎0126-26-3011
- ・国道 ▶札幌開発建設部札幌道路事務所当別分庁舎
☎0133-23-2074

《私道の除雪補助》

冬期間の私道の公共的機能の向上を図るとともに、住民の快適な生活環境の保持や、安全安心な地域づくりに資することを目的として、私道の除雪費用の一部を補助しています。

【対象私道】

- ・私道の延長が概ね30m以上であること
- ・私道の幅員が概ね3m以上であること（救急車など緊急車両が通れる幅）
- ・私道の一端が国道、道道または町道の除雪路線に接していること
- ・個人および法人の営業を目的とした私道でないこと
- ・その他町長が特に認めるもの（公営住宅などの敷地および私有地の駐車場は対象としません）

【交付対象者】

・町内の除雪請負業者との契約により、私道除雪を委託する2戸以上で組織する住民（団体）とします（地先の住民で除雪団体を組織していただきます）

【補助の額】

・町が算出する基準額の2分の1以内の額とします。ただし、除雪請負業者との契約額が基準額に満たない場合は、契約額の2分の1以内とします（千円未満の端数は切り捨てします）

《街路灯に関する補助》

行政区および街路灯を設置または管理する団体に対して、設置費および維持費（電気料）の一部を補助しています。

【設置費補助】

・水銀灯またはナトリウム灯については設置費の2分の1以内。LED灯については設置費の3分の2以内

【電気料補助】

・1月から12月までに支払った電気料の2分の1以内

住宅

建物を建てる時

▶農林建設課住宅建築係 ☎IP53-2322

町内で建築物を建築しようとする場合は、次の申請・届出が必要です。

申請・届出	対象となる建築物
建築確認申請	特殊建築物（病院：共同住宅、飲食店、物販店、倉庫、自動車車庫など）で床面積の合計が200㎡を超えるもの
	木造で ①階数が3階以上 ②延べ面積が500㎡を超える ③高さが13m以上または軒高9mを超える
建築工事届	非木造で ①階数が2階以上 ②延べ面積が200㎡を超える
	上記以外の10㎡を超える建物全て

※住宅を新築する場合には、最大200万円の助成制度がありますので、詳しくはP100をご覧ください

建物を解体するとき

▶農林建設課住宅建築係 ☎IP53-2322

床面積10㎡を超える建物を解体しようとするときには、施工業者より建築物除却届の提出が必要です。また、床面積80㎡を超える場合、建築物除却届のほかに建設リサイクル法の届出書の提出も必要になります。

※住宅を解体する場合には、経費の30%（最大60万円）の助成制度がありますので、詳しくはP96をご覧ください

町営住宅への入居

▶農林建設課住宅建築係 ☎IP53-2322

《入居資格》

- 1 現に住宅に困っていることが明らかであること
- 2 世帯の収入が、定められた収入基準の範囲であること
- 3 町税等に滞納がないこと
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でないこと

《入居の募集》

随時入居申込を受付しています。

また、町営住宅の空き情報を町ホームページにてお知らせしています。